

ガソリンの買いだめ に関する注意事項

新聞やテレビ等により、値下げされるガソリンを消費者が買いだめし、家庭で保管する懸念について報じられていますが、ガソリンは火災の発生危険が非常に高く、また、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、家庭でガソリンを容器に入れて保管することはお止めください。

※ ガソリンの危険性は主に次のとおりです。

- 灯油よりも非常に着火しやすい蒸気を発生させる。
- 蒸気は低いところに滞留しやすいため、離れた場所でも引火することがある。
- 高温の状態では膨張するので、容器が破損する場合があります。
- 蒸気が滞留しているところでは、ライター等の裸火や静電気の火花でも容易に引火する。



☆ 静電気とは・・・

空気が乾燥しているときに自動車等に触れると、人体に蓄積した静電気によって衝撃を経験することがあります。これは、衣の摩擦によるもので、化学繊維を身につけているときがより顕著になります。

人体に静電気が蓄積している状態でガソリンを取り扱っていると、静電気の火花がガソリンの蒸気に引火する危険性があります。

ガソリンの容器への詰め替えや保管には 十分ご注意ください！

- ① セルフ方式のガソリンスタンドでは、顧客自らがガソリンを容器へ詰め替えることはできません。

セルフ方式以外のガソリンスタンドにおいては、従業員が詰め替えを行うことはできますが、1日の詰め替え量の合計が一定数量以上になる場合やガソリンスタンドの方針により実施できない場合があります。

- ② ガソリンを18リットルプラスチック容器（ポリ容器）で運搬することはできません。

ガソリンの運搬は、金属製容器（乗用車で運搬する場合は最大容積22リットル、それ以外は60リットルまで）でなければなりません。

また、いずれの容器も法令に基づく適正なものでなければなりません。

【罰則】

- ・詰め替えた者（消防法第10条第3項違反）
- ・運搬した者（消防法第16条違反）

いずれの場合も、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金が消防法により規定されています。

③ ガソリンを貯蔵する場合や給油等の取扱いを行う場合は、一定数量以上で消防法令や火災予防条例の基準に基づく許可や届出が必要です。

ガソリンを200リットル以上保管する場合は、市町村長の許可を受けなければなりません。

(消防法第10条第4項により位置、構造及び設備の技術上の基準に適合させ、同法第11条による許可を受けなければなりません。)

また、40リットル以上、200リットル未満を保管する場合は、盛岡地区広域行政事務組合火災予防条例により届出しなければなりません。

(盛岡地区広域行政事務組合火災予防条例第31条により位置、構造及び設備の技術上の基準に適合させ、同条例第51条による届出が必要となります。)

ガソリンや軽油を一定数量以上保管する場合は、多くの規制を受けるので注意してください。

【罰則】

- ・無許可貯蔵（消防法第10条第1項違反）

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が消防法により規定されています。

なお、法人の場合は3000万円以下の罰金が科せられます。